

新見市ふるさと納税協力事業者募集要綱

平成30年2月21日告示第18号
改正 平成31年3月29日告示第79号
改正 令和4年3月31日告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市にふるさと納税をした者（以下「寄付者」という。）に対する返礼品を取り扱う新見市ふるさと納税協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者)

第2条 協力事業者とは、新見市へのふるさと納税の推進に協力し、返礼品を取り扱う事業者等をいい、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）又は事業所が市内にある法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 各種法令に基づいて生産、製造、販売等を行う者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(返礼品)

第3条 返礼品とは、新見市の魅力を発信し、本市の産業振興につながる要素を有する商品等をいう。

2 返礼品は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 市内で生産されていること又は市内で生産された原材料を使用して製造、加工若しくは販売されていること。
- (2) 安定した品質及び数量の供給が見込めること。ただし、数量については、期間を限定して供給する場合はこの限りではない。
- (3) 飲食物は、寄付者に商品が到着後5日程度の賞味期限が保証されていること。
- (4) 新見市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者（以下「運営事業者」という。）において商品等の取扱いができること。

3 協力事業者が設定する返礼品の価格には、消費税及び地方消費税を含み、寄附者への返礼品の送料は含まないものとする。

(協力事業者及び返礼品の決定)

第4条 協力事業者及び返礼品は、新見市ふるさと納税協力事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募内容等を審査し、総合的に判断して可否を決定する。

- 2 選定委員会は、総務課長、移住・定住推進課長、農業畜産振興課長、林業振興課長、商工観光課長をもって構成する。
- 3 選定委員会に会長を置き、移住・定住推進課長をもって充てる。
- 4 会長は、選定委員会を招集し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(登録手続き等)

第5条 協力事業者の登録を希望する場合には、新見市ふるさと納税協力事業者登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、添付書類とともに、市長に提出するものとする。

2 協力事業者の登録の可否は、新見市ふるさと納税協力事業者登録審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

(返礼品の追加・変更・廃止)

第6条 協力事業者が返礼品を追加・変更・廃止する場合には、新見市ふるさと納税返礼品登録変更申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、添付書類とともに、登録変更を希望する月の前々月の末日までに市長に提出するものとする。

2 返礼品の追加・変更・廃止の可否は、新見市ふるさと納税返礼品登録変更審査結果通知書(様式第4号)により通知する。

(協力事業者の取りやめ)

第7条 協力事業者が協力事業者の登録の取りやめを行う場合には、新見市ふるさと納税協力事業者辞退届(様式第5号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

(その他留意事項)

第8条 協力事業者は、次の各号全てについて承諾するものとする。

(1) 応募の際は、市税の滞納がないことが確認できる納税証明書を提出すること。

(2) 新見市から提供された寄付者の個人情報については、新見市個人情報保護条例(平成17年新見市条例第24号)及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

(3) 新見市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイトへの商品掲載については、運営事業者の指示に従い必要な手続き及び運用を行うこと。

(4) 返礼品の品質等に関して、寄付者から苦情等があった場合又は新見市及び運営事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努め、その結果について市長へ報告すること。なお、品質や発送間違い等による補償やクレーム対応については、市は一切の責任を負わない。

(5) 市は、協力事業者及び返礼品が本告示の基準に適合しなくなったと認められる場合は、返礼品の調達を中止することができる。この場合、市及び運営事業者は、協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日までに、新見市ふるさと納税返礼品の取扱いを行っている事業者は、この要綱の相当規定により、新見市ふるさと納税協力事業者及び返礼品として登録したものとみなす。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

新見市ふるさと納税協力事業者登録申込書

年 月 日

新見市長 様

（申請者）所在地

名 称

代表者名

（押印不要）

担当者名

電話番号

F A X

Eメール

新見市ふるさと納税協力事業者募集要綱第 5 条に基づき、協力事業者として登録申込を
するとともに、下記の商品を返礼品として登録申込します。また、申込みに当たり、新見
市ふるさと納税協力事業者募集要綱に記載しているすべての内容について承諾します。

1	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
2	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
3	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
4	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
5	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】

- 【添付】 ・市税の滞納がないことが確認できる納税証明書
・各返礼品の商品写真データ（1 データにつき 500K バイト以上）

新見市ふるさと納税協力事業者登録審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

新見市長



年 月 日付けで登録申込のあった新見市ふるさと納税協力事業者として（採用・不採用）とし、返礼品については、下記のとおりとしたので通知します。

1	【価格】 【返礼品の名称】	円（税込）	採用 ・ 不採用
2	【価格】 【返礼品の名称】	円（税込）	採用 ・ 不採用
3	【価格】 【返礼品の名称】	円（税込）	採用 ・ 不採用
4	【価格】 【返礼品の名称】	円（税込）	採用 ・ 不採用
5	【価格】 【返礼品の名称】	円（税込）	採用 ・ 不採用

【不採用理由】

--

新見市ふるさと納税返礼品登録変更申込書

年 月 日

新見市長 様

（申請者）所在地

名 称

代表者名

（押印不要）

担当者名

電話番号

F A X

Eメール

新見市ふるさと納税協力事業者募集要綱第 6 条に基づき、下記のとおり、返礼品の追加・変更・廃止を申込みます。

追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】
追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称・説明・発送可能時期等】

【留意】追加・変更の場合は、各返礼品の商品写真データ（1データにつき 500Kバイト以上）を提出すること。変更の場合は、新旧の価格・名称及び新しい説明も記入すること。

新見市ふるさと納税返礼品登録変更審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

新見市長



年 月 日付けで申込のあった新見市ふるさと納税返礼品登録変更について、下記のとおりとしたので通知します。

追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称】	採用 ・ 不採用
追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称】	採用 ・ 不採用
追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称】	採用 ・ 不採用
追加 ・ 変更 ・ 廃止	【価格】 円（税込） 【返礼品の名称】	採用 ・ 不採用

【不採用理由】

--

様式第 5 号（第 7 条関係）

新見市ふるさと納税協力事業者辞退届

令和 年 月 日

新見市長 様

（申請者）所在地
名称

代表者名

（押印不要）

担当者名

電話番号

F A X

Eメール

新見市ふるさと納税協力事業者募集要綱第 7 条に基づき、下記のとおり、協力事業者登録を辞退するので報告します。

【登録辞退予定日】 年 月 日

【理由】

--